

沼津市スポーツ振興補助金交付要綱

平成10年5月14日市長決裁

(趣旨)

第1条 市長は、市民の健全なスポーツの振興と推進を図るため活動している団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助金の交付の対象となる団体及び当該事業は、別表のとおりとする。

(補助金)

第3条 補助金は、前条に規定する事業にかかる経費の一部を助成するものとする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成10年度分の補助金から適用する。

付 則（平成25年1月23日決裁）

この要綱は、平成25年度分の補助金から適用する。

付 則（平成28年3月28日決裁）

この要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。

付 則（平成29年4月19日決裁）

この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。

別表（第2条関係）

団 体 名	対象となる事業
特定非営利活動法人沼津市体育協会	種目別の強化に関する事 スポーツ少年団事業及び青少年健全育 成に関する事 ジュニアの育成強化に関する事 スポーツの普及又は振興に関する事
沼津市スポーツ推進委員連絡協議会	主催又は共催をするスポーツの大会や 講習会等の開催及び運営に関する事 地域スポーツの推進・普及に関する事 と
沼津市地区体育委員会	地域スポーツ活動の振興に関する事 と 市民の体力づくり、健康づくりの推進 に関する事
静岡県市町対抗駅伝競走大会沼津市 実行委員会	静岡県市町対抗駅伝競走大会沼津市 実行委員会に関する事